

**(公財)日教弘奨学事業**  
**日教弘奨学金（貸与奨学金）募集要項**

日教弘奨学金（貸与奨学金）は、有為の人材を育成するため、大学等に学ぶ学生・生徒に対し、無利息で奨学金を貸与し、多くの学生・生徒の修学に役立てるために募集を行う事業です。令和8年度は下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

2. 応募資格

奨学金を貸与する奨学生は、国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校、および専修学校専門課程に在学し、学資金の支払いが困難なものとする。ただし、高等専門学校については、第4学年以上の在學生に限るものとする。

3. 奨学金額と貸与期間

奨学金の貸与期間は、正規の最短修業期間とする。貸与する奨学金の額は、修業期間1年につき25万円以内とし最高100万円とする。

4. 奨学金の利息

無利息とする。

5. 奨学生申請手続き

奨学生志望者は「奨学生の親権を行う者（奨学生志望者が成人の場合は、父母または本人）の在住する都道府県支部」に申請する。ただし、奨学生志願者に不都合が生じる場合、奨学生志望者は親権を行う者の在勤する都道府県支部長の推薦を受けることができる。

6. 募集人員

募集人員は、日教弘の決定する貸与保証金額に該当する人員とする。  
令和8年度は23名程度を募集する。

7. 募集期間

(1) 第一次募集

令和8年2月2日（月）～3月27日（金）申請書類必着

(2) 第二次募集

令和8年4月1日（水）～6月25日（木）申請書類必着

## 8. 選考

### （1）選考方法

鳥取支部教育振興事業選考委員会での選考と支部幹事会の推薦を経て日教弘本部へ申請し、日教弘理事長が採用を決定した後に本人に通知する。

### （2）選考基準

- 給付の必要性 家庭事情により学費支弁困難と認められること

## 9. 奨学金貸与方法

奨学生志望者本人の意思確認と、「貸与奨学金誓約書」「奨学金借用証書」等の必要書類を提出し、手続き完了後、奨学金を原則として奨学生の金融機関口座へ一括して振り込む。

## 10. 奨学金返還方法

貸与を受けた奨学金は、学校卒業（退学等を含む）の年まで据置き、その年の12月から10年以内（ただし、奨学金額100万円借用者に限定し、それ以外は貸与金額に応じて8年以内とする。）に年賦の方法で全額返還する。

ただし、毎回の返還額は3万円以上とし、端数が生じたときは、最終回の返還額とする。

なお、年賦金の返済金を延滞したときは、延滞金が発生する。延滞の場合、貸与奨学金事業規程に基づき奨学生及び連帯保証人に督促等の措置をとる。

また、奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、当会は貸与した奨学金の全額を直ちに返還請求することができる。

- （1）奨学金を貸与目的以外に使用したとき
- （2）偽りの申請その他不正な手段によって貸与を受けたとき
- （3）返還期限を1年以上延滞したとき

## 11. 成果報告書の提出

奨学金の貸与を受けた者は、学校卒業後、速やかに卒業論文概要または、学習成果報告および奨学金の主な用途を日教弘理事長に報告する。

## 12. その他

詳しくは、鳥取支部へ問い合わせすること。

公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部

〒680-0833

(住所) 鳥取県鳥取市末広温泉町608

TEL 0857-26-5334

E-MAIL : [t-kyoko.t.y@topaz.ocn.ne.jp](mailto:t-kyoko.t.y@topaz.ocn.ne.jp)

URL : <http://www.kousaikai-tottori.jp/>